

令和元年十一月十八日提出  
質問 第八三三号

北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問主意書

提出者 丸山穂高

## 北方領土観光ツアーにおける北方領土の呼称についての注意喚起に関する質問主意書

日本とロシアによる北方領土での共同経済活動のパイロット事業として令和元年十月末から十一月初旬にかけて実施された国後、択捉両島への観光ツアーにおいて、日本政府が出発前に委託先の旅行会社の担当者を通じて、「北方領土」という呼称を現地で口にしないように注意喚起した上で、住民との交流時には「北方領土」と言わずに「北方四島」と呼ぶよう参加者に協力を求めていたとの報道がある。以下、質問する。

- 一 日本政府が委託先の旅行会社を通じて右記の注意喚起を行ったのは事実か。
- 二 事実である場合、注意喚起のその内容、実施した理由及び担当した部署について明らかにされたい。
- 三 これまで日本とロシアとの間で行われてきた他の事業や交渉において「北方領土」という呼称を使わないよう注意喚起を行ったことはあるか。

四 ロシアに阿って「北方領土」という呼称を使わないよう注意喚起することは、これまでの我が国の方針とは異なるのではないか。また、このような注意喚起は、これまで進めてきた啓発活動とも相反するものではないか、政府の見解を伺いたい。

右質問する。